

全国司法書士女性会FAX通信137号 (2006年6月号号外)

発行責任者 会 長 長谷川 歌子
事務局 〒579-8036 大阪府東大阪市鷹殿町1-7
滝川あおい司法書士事務所
tel 0729-81-5281 fax 0729-87-3460
e-mail BZW00425@nifty.ne.jp

女性会、金利引下げ緊急会長声明公表！

貸金業規制を検討する自民党の小委員会（増原義剛委員長）は、22日、借り手に総返済額を明示することなどを貸金業者に義務づける過剰融資の防止策をまとめました。小委員会は、これまで、明確な定めがなかった貸金契約の返済期間を5年以内、と規制する案をまとめました。リボルビング払いでは、返済期間が長期化する傾向があり、借り入れを慣習化するという批判がでていたためです。小委員会は、既にグレーゾーン金利の廃止を決めており、貸金業への規制強化策の骨格は、これで、ほぼ固まった模様です。

最大の関心事は、出資法上限金利の引き下げの具体的基準ですが、自民党は6月中の決着を目指しているようです。

この正念場の時期に、全国司法書士女性会は、6月23日、自民党金融調査会、財務金融部会、「被害者を出さない健全な消費者金融を考える会」のメンバー等に別紙緊急会長声明文を送付しましたので、お知らせいたします。

全国司法書士女性会は、今後も、必要に応じて、運動を展開していく方針です。

(事務局)